

日之影町農業委員会 第33回総会 議事録

開催日時 : 令和2年5月27日(水) 午前9時開会

開催場所 : 日之影町役場 中央研修館

出席委員 : 河野 學 松本 貴美子 甲斐 幹男 一水 秀樹
 松中 澄夫 矢通 広信 穂積 ミサ子 工藤 昭一
 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美 甲斐 秀人
 山本 英二 今村 浩二三

欠席委員 : 甲斐 栄喜 羽賀 春男

事務局 : 押方 明弘 甲斐 拓郎

議事日程 : ①議案第94号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

②議案第95号

「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

③議案第96号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

④議案第97号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議長	これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 4番 一水秀樹委員、5番 松中澄夫委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。
議長	議案第94号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」についてを議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第94号について朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	貸し手の〇〇さんは、旧姓〇〇さんです。世帯は母と〇〇さんと旦那さんが同居しております。〇〇さんは●●、旦那さんは●●に勤めており、農業ができない状況です。受け手の〇〇さんは同じ●●集落の方で、●●を定年退職されて現在は農業をされております。 該当の田の6反5畝はWC Sを作り、その他は牧草ということです。賃借料が0円になっておりますが、米を1俵賃借料の代わりに渡しているそうです。48番1は畑になっており、現在は何も植えられていないが、牧草地にする予定です。 補足で〇〇さんは●●歳で、〇〇さんは●●歳です。 ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
議長	これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第94号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第94号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第95号、同じく「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第95号について朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員	場所は先月総会にかけた場所の上です。3枚あり、今までは〇〇さんが作っていたが、牛の頭数が減り、受け手の〇〇さんが牛の頭数を増やしたので、場所を探していたそうです。 現在、イタリアンが植えられており、賃借料は一年間で10,000円となっております。 ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。
委員	賃借料が3,328円となっております。
事務局	議案にある14323番4とその上にある14323番1と14323番3の3筆を合わせて賃借料が10,000円なので、10aあたりの金額がこの金額になります。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(質疑なしの声)
議長	これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第95号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第95号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第96号について朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	字図上は3筆になっておりますが、現況は1枚の田になっております。譲渡人の〇〇さんは、高千穂町の●●の社長をしています。譲受人の〇〇さんは、●●歳で高齢となっております。該当地に隣接する田を所有しており、譲渡人から買って欲しくないかと話があったそうです。3年前くらいから実際は〇〇さんが耕作していたそうです。〇〇さんは主にきんかんを栽培しております。あまり広い田ではありませんが、耕作地を増やしたいということも売買が成立したところです。 ご審議をお願いします。
議長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員	米を作るんですか。
担当委員	はい、米を作ります。
委員	売買ですか。
担当委員	売買です。
委員	●●のきんかんはまだ作っているんですか。
担当委員	作ってます。譲渡人の実家が●●にあったんですが、最近、●●の方が移住されて住んでおります。農地、山も含めて処分をしているので、今後も審議の対象になるかと思っています。譲渡人は●●に新築の家を建てて、生活をされております。 売買の単価を求められたのですが、基準的なものはないんですか。
事務局	基準はないので、過去の金額を参考価格として教えることはできるが、最終的にはお互いの話し合いで決めてもらう。親戚関係だったから安かったなど条件もそれぞれ違いますが目安として相談に乗ることはできるので、農業委員会事務局に相談して下さい。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(質疑なしの声)
議長	これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第96号は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、議案第97号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案第97号について朗読・説明)
議長	以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明のとおり、譲受人が〇〇氏に変更になり、他の内容については先月より変更ありません。
委員	名前が変わっただけといのはどういうことですか。
事務局	前回の申請人と譲受人は会社でありましたが、今回は個人です。司法書士に理由を聞

いてみましたが、5条申請は融資の証明書であったり、口座の残高証明が必要になるんですが、融資の関係で個人に変更したのではないかと司法書士より話がありました。今まで建設しているアパートも個人で建設していたので、事務局より確認はしていたのですが、会社で建設するという事で、工事の変更契約を結んでいることを確認したので、再度今回の総会に諮らせて頂きました。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

議長 これで質疑を打ち切ります。
 これより採決します。議案第97号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 （全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
 よって、議案第97号は、申請のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

 以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。ありがとうございました。
事務局から連絡等をお願いします。

 以上で、協議、事務連絡は全て終了しました。ありがとうございました。